

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、条件付一般競争入札（物品購入等）実施要綱第5条第1項の規定により公告する。

平成27年3月6日

公益財団法人福島県下水道公社理事長 小柳 秀一

1 入札に付する事項

- (1) 単価契約をする物品等の名称
特A重油
- (2) 単価契約をする物品等の仕様等
硫黄分0.1%以下、ローリー搬入
常時使用するため、365日納入できること。
- (3) 予定数量：480,000リットル
- (4) 予定購入単位：6,000リットル/回 又は 8,000リットル/回
- (5) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日
※平成27年度に汚泥溶融施設の更新工事を予定しているため、契約期間のうち6ヶ月程度は発注がありません。
- (6) 納入場所
県中浄化センター（郡山市日和田町高倉字追越89番地）

2 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。
- (1) 福島県（以下「県」という。）が定めた「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和60年4月1日制定。以下「県要綱」という。）」第5条に規定する物品購入（修繕）競争入札参加有資格業者名簿（平成26・27年度分）に登録されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公告日から入札日までの期間に、県要綱第9条の規定に基づく指名停止措置又は公益財団法人福島県下水道公社の指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する者でないこと。
 - (6) 福島県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 入札参加資格を有することの確認に関する事項

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 **平成27年3月23日(月) 午後5時00分まで**
- (2) 提出場所 〒960-8041 福島市大町5-6 日本生命福島ビル2階
公益財団法人福島県下水道公社 総務部総務課
電話番号 024-524-3510
ファクシミリ 024-524-3513
電子メール somu@fspc.or.jp

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約条項、入札説明書等の交付期間及び場所

- ア 期間 平成 27 年 3 月 6 日（金）～平成 27 年 3 月 23 日（月）
 - イ 場所 3 に掲げる場所及び公益財団法人福島県下水道公社ホームページに掲載する。
- (2) 入札説明書等に対する質問及び回答
- ア 受付期間 平成 27 年 3 月 6 日（金）～平成 27 年 3 月 18 日（水）
 - イ 受付方法 入札説明書による。
 - ウ 受付場所 3 に掲げる場所に同じ。
 - エ 回答予定日 平成 27 年 3 月 20 日（金）
 - オ 回答方法 公益財団法人福島県下水道公社ホームページに掲載する。

5 入札書等の提出方法

- (1) 入札書の提出について
入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札方法 入札書には **1 リットル当たり** の単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、代金の支払いは、契約金額に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行の場所及び日時
- ア 入札日時 平成 27 年 3 月 27 日（金） 午後 2 時 50 分から
 - イ 入札場所 二本松市榎戸二丁目 96 番地
あだたら清流センター 2 階会議室
- (4) 開札は、入札終了後ただちに入札会場で行うものとする。
- (5) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成 27 年 4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 変更契約等 各月下旬に、別紙変更額算出方法により求めた変動率の幅が 1.5%以上の場合、契約単価の変更契約を行う。なお、変更契約に基づく単価は、当該月の初日から適用する。
また、急激な変動が発生した場合は双方協議する。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。
問い合わせ先

公益財団法人福島県下水道公社 総務部総務課
電話番号 024-524-3510
ファクシミリ 024-524-3513
電子メール somu@fspc.or.jp

特A重油の変更額算出方法

1. 変更額算出の指標とする価格

一般財団法人建設物価調査会発行のWeb建設物価の掲載単価を基準とし、次の価格区分を使用する。

福島 燃料油 重油A重油（陸上，LS）ローリー

2. 変更額の算出方法（次の（1）変動率の幅が1.5%以上の場合、契約単価の変更を行う。）

$$(1) \text{ 変動率 (小数点第4位以下切り捨て) } = (\text{確認月の掲載単価} \div \text{契約月の掲載単価}) - 1$$

$$(2) \text{ 変動額 (小数点第3位以下切り捨て) } = \text{現契約単価} \times (1) \text{ 変動率}$$

$$(3) \text{ 変更契約単価} = \text{現契約単価} + (2) \text{ 変動額}$$

3. 算出例

契約期間が4月1日～3月31日の4月分の変更額の算出方法

なお、4月1日から適用する変更額の算出時期は、4月下旬となる。

4月1日契約の単価 76.39円（税抜）・・・・・・・・・・現契約単価

Web建設物価（4月号（3月下旬発行））単価 77.5円（税抜）・・ 契約月の掲載単価

Web建設物価（5月号（4月下旬発行））単価 65.5円（税抜）・・ 確認月の掲載単価

$$(1) \text{ 変動率}^{\ast} = (65.5 \div 77.5) - 1 = -0.154 \text{ (-15.4\%)}$$

$$(2) \text{ 変動額} = 76.39 \times -0.154 = -11.76 \text{ 円}$$

$$(3) \text{ 変更契約単価} = 76.39 + -11.76 = 64.63 \text{ 円}$$

※ 変動率の幅が1.5%以上であるため、変更契約を行う。

なお、Web建設物価の単価は、毎月10日までに得られた最新の調査結果を翌月号（当月下旬発行）に掲載されるため、算出した単価は4月1日から適用する。